

別表三（二の三）の記載の仕方

1 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第62条の3第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の68第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした法人で措置法令第38条の4第44項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の68第5項の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした連結法人で令和2年6月改正前の措置法令第39条の97第18項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合（2に該当する場合を除きます。）に記載します。

なお、連結法人については適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「課税される場合の土地譲渡税額19」は、その土地等の譲渡が平成8年1月1日以前に行われた場合にあつては「10%」を適用して計算した金額を、その土地等の譲渡が同日以後に行われた場合にあつては「5%」を適用して計算した金額を記載します。

2 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

この明細書は、措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（令和2年旧措置法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）が措置法第62条の3第4項第13号から第16号まで（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）に掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合又は令和2年旧措置法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（措置法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）が令和2年旧措置法第68条の68第4項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）（措置法第62条の3第4項第13号から第16号までに掲げる部分に限ります。）に規定する土地等の譲渡に該当することとなった場合に記載します。